

# ご加入に際しての重要事項

## 加入資格および加入資格喪失・変更の取扱い

- ◆契約者の資格は、情報産業労働組合連合会加盟の組合員で次のいずれかの加入資格を有する者としてします。
  - ①電通共済生協の組合員（総合共済に加入）
  - ②電通共済生協の職域組織以外の組合員※配偶者・家族は加入できません。
- ◆退職、組合の脱退等により加入資格を喪失する場合は、契約の解約または年金受給手続きが必要となります。
- ◆再就職・雇用継続等により、引き続き現在の加入資格を有する場合は、契約を継続することができます。
- ◆再就職等により、加入資格が変更となる場合は、契約の解約または年金受給手続きが必要となります。現在の契約を解約後、新たに契約を締結することができます。

## 新規加入・掛金変更の申込方法

- ◆新規加入・掛金変更申込書を所属組合に提出し、毎月末日までにシステム入力処理が完了した場合、翌月1日が新規契約・掛金変更の開始・変更日となります。

## 掛金

- ◆月払掛金：2,000～999,000円（千円単位）とし、掛金は加盟組合毎に定めた方法により徴収します。
- ◆年度末（3月末）時点で満65歳の方は、掛金の増額変更ができません。
- ◆任意積立：年2回、1回あたり30,000円以上（1万円単位）とし、受付期間内に指定口座に振込みます。
  - ①12月1日～2月15日、②5月1日～8月15日※各期間内に1回限り
- ◆年金受給手続き時の任意積立（退職時任意積立）：10,000円以上（1万円単位）とし、任意で指定口座に振込みができます。
- ◆掛金（月払、任意積立）には、事務手数料として制度運営費（1.0%）ならびに委託生命保険会社における付加保険料（約1.3%）が含まれています。そのため早期解約など積立期間によっては、元本割れ（積立金額が払込掛金額を下回ること）が生じます。現在の予定利率では、月払掛金については加入から約44ヵ月、任意積立については運用開始から約23ヵ月が元本割れ期間となります。

## 積立金の一部払出

- ◆契約中に積立金の一部を払い出すことができます。（1回あたり20万円以上、1万円単位、積立額の90%以内）  
※請求・送金スケジュールはHPでご確認ください。

## 共済契約の解約

- ◆契約はいつでも将来に向かって解約することができます。
- ◆払込猶予期間内に掛金が払い込まなかった場合、契約は解約されたものとみなします。

## 配当金

- ◆掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積み増しにあてられます。また、年金受給開始後に配当金が生じた場合、年金額の増額にあてられます。
- ◆毎年の配当金は、委託生命保険会社における前年度の決算状況によって変動します。また、決算状況によって

は、配当金が出ない場合もあります。  
※年度途中で全部解約等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

## 制度運営および委託生命保険会社

- ◆年金共済《ひろがり》は当組合が定める年金共済事業規程および生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。  
※年金共済事業規程はホームページに掲載しています。
- ◆委託生命保険会社については、経営状況や安全性の評価において上位格付けの生命保険会社とし、具体的には以下の条件に基づき決定されています。
  - 1.格付けが「BBB」以上のランク
  - 2.ソルベンシーマージン（支払余力率）が400%以上
  - 3.決算（3月期）と中間決算（9月）が良好

日本生命（65%） 富国生命（15%） 太陽生命（10%） 第一生命（5%） 明治安田生命（5%）
--

- ◆委託生命保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等により特に必要と認められた場合には、保険業法等の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、予定利率等を変更することがあります。

## 税務上の取扱い

- ◆年金共済《ひろがり》は個人年金制度ですが、一部払出が可能であること、年金受取り時の選択幅が広いことなどの特徴から、掛金は年末調整等における保険料控除の対象とならず、「保険料控除証明書」は発行していません。
- ◆一部払出や全部解約で受け取った一時金は一時所得となり、所得税および住民税の課税対象となります。詳細は、労連共済本部から送付される「お支払通知書」を参照してください。税に関わる手続き等はお近くの税務署にお問い合わせください。

## 個人情報の取扱い

- ◆年金共済《ひろがり》の運営にあたって、当組合は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）を取扱い、当組合がこの契約を締結した委託生命保険会社へ提出します。当組合は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- ◆委託生命保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また当組合および他の委託生命保険会社等へその目的の範囲内で提供します。なお、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。
- ◆今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当組合および委託生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の委託生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託生命保険会社へ提供されます。